

市有財産の有効活用

遊休財産処分の今後の方針は？



早川 康生 議員

答

貴重な財源として有効な活用方法を見出す

6月に「行財政改革推進

計画」が説明されたが、その計画では、市有資産の有効活用を図るための財産処

分の促進を掲げている。基本的な考え方は、将来に

わたり利用計画のない市有地については、全庁挙げて

積極的な活用や売却、貸付等に取り組み、未利用市

有地における維持管理費の削減に取り組むとのこと。

問 処分出来る普通財産

はどれくらいか。

答 総務部長

土地は約327万㎡、建物は約6千㎡です。

問 今までの遊休財産処

分の実績はどれくらいか。

答 総務部長

合併以後これまで、区画整理の保留地や南部消防署

跡地等の31筆、約1万7千㎡を売却しました。

答 総務部次長

概算金額は、約3億2千500万円です。

問 遊休財産処分方針に

ついて問う。

答 総務部長

方針では、将来的な利活用計画が定められていない

財産や、利活用計画がありながら、長期にわたって事

業着手できていない財産を「継続保有」「売却」「貸付」

の3つに区分し、行政上の将来的な必要性を総合的に

検討し、個別処分計画を定め、処分を進めることとして

います。

問 今後の取り組みで

は、現在の資産評価と買い手側へのいち早い

情報の提供が重要かと思うが、これに対する

市の見解を問う。

答 総務部長

遊休財産の処分については、今後、貴重な財源の一つになるため、より有効的

に活用できる方法を見つけていきたいと考えます。

用語解説

●遊休財産：

具体的な用途が決まっていない財産のこと。

その他の質問

●地場産農産物の使用拡大

学校給食に地場産農産物を積極的に使用し、農産物の地産地消と食育の推進

を。

